

特定非営利活動法人神戸・福田川流域ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人神戸・福田川流域ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は神戸市内の福田川を主なフィールドとし、人と自然の調和を図り環境保全活動や、生物多様性に関する調査・研究、啓発活動等を通して、市民に親しまれる魅力ある安心で美しい川を守り育て、生物多様性保全や社会問題を解決することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 川の環境保全、安全・安心の確保に関する事業
- (2) 川のゴミ拾いに関する事業
- (3) 川の存在価値を高める事業
- (4) 生物多様性に関する調査・研究事業
- (5) 川の環境保全や生物多様性に関する啓発イベント運営事業
- (6) 環境保全、まちづくりに関する施設の管理運営事業
- (7) その他環境保全、農水産業の振興等、当法人の目的達成のために必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的を害する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び顧問

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要な場合は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第13条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の活動に関して理事長の諮問に答え、又は理事会に対してアドバイスをを行う。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 理事の職務
- (7) 会費
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決または表決委任した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければな

らない。

第 6 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 総会に付すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他本会の運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに理事に対してこれを通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名する理事がこれにあたる。

ただし、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定により理事会が開かれた場合は、出席理事の互選によるものとする。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 金員の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した、この法人と同様の目的を持つ者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公示の方法

(公示の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告についてはこの法人のWEBサイトに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第54条 この法人は、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

4 職員の任免は、理事長が行う。

5 事務局長ほか職員は理事との兼任を妨げない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 大鹿 達弥
理 事 岡田 誠司
同 本丸 勝也
監 事 永吉 一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第32条および第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 10,000 円 (個人)
 - (2) 正会員 年会費 30,000 円 (法人)
 - (3) 賛助会員
 - ① 個人賛助会員 年会費 一口 3,000 円
 - ② 団体賛助会員 年会費 一口 10,000 円

特定非営利活動法人生物多様性を守る会

2026（令和8）年度事業計画書

1 事業実施の方針

2026（令和8）年度は、川の環境保全、安心・安全の確保および、川のゴミ拾いに関する「福田川流域4か所における毎月のクリーン活動」を基本として取り組む。さらに、生物多様性に関する調査・研究に関する「福田川の生物多様性調査」、環境保全、まちづくりに関して「中秋の名月といも煮を楽しむ会」開催など、全部で10テーマを推進する。さらに、活動活性化・後継者育成のために、それぞれの事業範疇で参加人数を増やす広報活動を重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
① 川の環境 保全・安心安全の 確保に関する事業	流域各所で随時、雑草雑 木刈り取り	季節 ごとに不 定期に実 施	①川原橋～ 瑞穂公園 ②福田小学 校～コープ こうべ福田 店前 ③名谷あじ さい公園ビ オトープ ④つつじが 丘 上記各所の ほか、落合 池、滝ヶ谷奥 池・ロ池フィ ールドなど	各所1名 ～5名	福田川流域 住民、滝ヶ谷 奥池・ロ池フ ィールドの ため池を使 った耕作者 (5人・耕作 者)	0
	特定外来生物の防除	通年	福田川流域 および源流 ため池	5	福田川流域 住民	0

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
② 川のゴミ 拾いに関する事業	福田川流域4か所（川原橋、福田小学校前、名谷あじさい公園、つつじが丘）において、毎月1回、日曜日の午前、クリーン活動	毎月、 週替 わり で日 曜日の午 前中1 時間	①川原橋～ 瑞穂公園 ②福田小学 校～コープ こうべ福田 店前 ③名谷あじ さい公園ビ オトープ ③ つつじが 丘	各所5名 ～30名	福田川流域 住民	0
③ 川の存在 価値を高 める事業	川原橋ビオトープの維持運営	不定 期	川原橋ビオ トープ	3～5名	福田川流域 住民	0
④ 生物多様 性に関する調査研 究事業	福田川の生物多様性調査	年4回 延べ8 日	①落合池 ②滝ヶ谷奥 池・口池フィ ールド ⑤ 小川 ⑥ 土池 ⑦ つつじが 丘親水広 場 ⑧ コープ福 田店前 ⑦瑞穂公園 前	3～6名	福田川流域 住民	0

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
⑤川の環境 保全や生物 多様性に関 する啓発イ ベント運営 事業	刺し網体験会	7月25 日	瑞穂公園前	5名	福田川流域 小学校児童 生徒及び保 護者（50名）	0
	福田川 生き物調べ&川 遊び	8月29 日	瑞穂公園前	10	福田川流域 小学校児童 生徒及び保 護者（50名）	0
	中秋の名月といも煮を 楽しむ会	9月26 日	名谷あじさ い公園	15	福田川流域 住民(100名)	0
	福田川さんぽ	12月	福田川流域	5	福田川流域 住民（20名）	0
	水辺・たるみ交流会	2月7 日	神戸市立水 産会館	10	垂水区民・環 境保全団 体・行政機 関・学校関係 者など（100 名）	0
⑥環境保全、 まちづくり に関する施 設の管理運 営事業		随時				
⑦その他環 境保全、農水 産業の振興 等、当法人の 目的達成の ために必要 と認められ る事業		随時				

特定非営利活動法人生物多様性を守る会

2027（令和9）年度事業計画書

1 事業実施の方針

2027（令和9）年度は、従来の10テーマの事業内容を継続推進する。それに加えて「川の存在価値を高める事業」の一環として新たに「滝ヶ谷奥池・口池フィールドの再生（湿地の水鳥を市街地へ！プロジェクト）に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
① 川の環境 保全・安心安全の 確保に関する事業	流域各所で随時、雑草雑 木刈り取り	季節 ごとに不 定期に実 施	①川原橋～ 瑞穂公園 ②福田小学 校～コープ こうべ福田 店前 ③名谷あじ さい公園ビ オトープ ④つつじが 丘 上記各所の ほか、落合 池、滝ヶ谷奥 池・口池フ ィールドなど	各所1名 ～5名	福田川流域 住民、滝ヶ谷 奥池・口池フ ィールドの ため池を使 った耕作者 (5人・耕作 者)	0
	特定外来生物の防除	通年	福田川流域 および源流 ため池	5	福田川流域 住民	0

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
② 川のゴミ 拾いに関する事業	福田川流域4か所(川原橋、福田小学校前、名谷あじさい公園、つつじが丘)において、毎月1回、日曜日の午前、クリーン活動	毎月、 週替 わり で日 曜日の午 前中1 時間	①川原橋～ 瑞穂公園 ②福田小学 校～コープ こうべ福田 店前 ③名谷あじ さい公園ビ オトープ ④ つつじが 丘	各所5名 ～30名	福田川流域 住民	0
③ 川の存在 価値を高 める事業	川原橋ビオトープの維持運営	不定 期	川原橋ビオ トープ	3～5名	福田川流域 住民	0
	湿地の水鳥を市街地へ！」プロジェクト	通年	滝ヶ谷奥 池・口池フィ ールド	30	福田川流域 住民・セブン -イレブン社 員(150名)	0
④ 生物多様 性に関する調査研 究事業	福田川の生物多様性調査	年4回 延べ8 日	①落合池 ②滝ヶ谷奥 池・口池フィ ールド ⑤ 小川 ⑥ 土池 ⑦ つつじが 丘親水広 場 ⑧ コープ福 田店前 ⑨瑞穂公園 前	3～6名	福田川流域 住民	0

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	収益 見込額 (千円)
⑤川の環境 保全や生物 多様性に関 する啓発イ ベント運営 事業	刺し網体験会	7月25 日	瑞穂公園前	5名	福田川流域 小学校児童 生徒及び保 護者（50名）	0
	福田川 生き物調べ&川 遊び	8月29 日	瑞穂公園前	10	福田川流域 小学校児童 生徒及び保 護者（50名）	0
	中秋の名月といも煮を 楽しむ会	9月26 日	名谷あじさ い公園	15	福田川流域 住民(100名)	0
	福田川さんぽ	12月	福田川流域	5	福田川流域 住民（20名）	0
	水辺・たるみ交流会	2月7 日	神戸市立水 産会館	10	垂水区民・環 境保全団 体・行政機 関・学校関係 者など（100 名）	0
⑥環境保全、 まちづくり に関する施 設の管理運 営事業		随時				
⑦その他環 境保全、農水 産業の振興 等、当法人の 目的達成の ために必要 と認められ る事業		随時				

(法第10条第1項関係様式例)

(2026(令和8)年度) 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(法人名: NP0法人生物多様性を守る会)

科目		金 額 (単位: 円)	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取公的機関助成金	140,000		
受取民間助成金	10,000	150,000	
4 事業収益			
事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	400		
雑収益	40,000	40,400	
経常収益計			190,400
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	160,000		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	6,000		
会議費	10,000		
その他経費計	176,000		
事業費計		176,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	5,000		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	0		
その他経費計	15,000		
管理費計		15,000	
経常費用計			191,000
当期経常増減額			(600)
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			(600)
前期繰越正味財産額			207,718
次期繰越正味財産額			207,118

(法第10条第1項関係様式例)

(2027(令和9)年度) 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(法人名: NPO法人生物多様性を守る会)

科目		金 額 (単位: 円)	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取公的機関助成金	140,000		
受取民間助成金	1,500,000	1,640,000	
4 事業収益			
事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	400		
雑収益	40,000	40,400	
経常収益計			1,680,400
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	640,000		
備品費	1,000,000		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	6,000		
会議費	15,000		
その他経費計	1,661,000		
事業費計		1,661,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	5,000		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	0		
その他経費計	15,000		
管理費計		15,000	
経常費用計			1,676,000
当期経常増減額			4,400
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			4,400
前期繰越正味財産額			207,118
次期繰越正味財産額			211,518